

学校いじめ防止基本方針（R4. 4. 1見直し）

旭市立干潟小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

【いじめに対する基本的な考え方】

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為でなくても、児童が心身の苦痛を感じている場合はいじめとして認知する。「けんかやふざけあい」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導するとともに、いじめが発生した際、児童、保護者等に対して迅速かつ、誠実な対応を心がけ、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

さらに、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

【いじめ解消の定義】

いじめに関わる行為が止んでいる状態が3ヵ月以上続き、児童が心身の苦痛を感じていない状態を本人・その保護者との面談等で確認していることとする。

2 本校におけるいじめ防止対策委員会

(1) 子どもサポート委員会

毎月、生徒指導委員会のメンバーに各学年部会の代表を加えて子どもサポート委員会を開催する。各学年から、いじめや、生徒指導に関する案件や問題、配慮を要する児童について情報を出し合い、今後の指導方針や対応について対策を話し合う。その後、職員会議において全職員で共通理解を図る。

(2) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭等からなる生徒指導委員会を設置し、いじめ防止を含めた生徒指導全般に関する基本方針を策定する。

(4. 7. 1 2. 3月実施)

3 いじめ未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに学校全体で取り組む。

また、教師一人一人がわかる授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 学級経営の充実

①児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

②わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

①道徳の授業では、「考え、議論する」ことを意識したり、映像教材等を活用し、わかりやすくするなど工夫をする。また、児童の自己肯定感を高めるような取り組みを推進する。

②全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

①日々の学校生活や「教育相談週間」に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

②学校として特に配慮が必要な児童について対応をする。発達障害を含む障害がある児童、LGBT、東日本大震災・原発事故避難児童への適切な対応を行う。

③スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

④場合によっては、スクールソーシャルワーカーや訪問相談担当教員の活用を管理職に相談することを念頭に置く。

(4) ネット上のいじめに対する対策

①全校児童の携帯電話等の所持率およびインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。

②児童および保護者に対する情報モラル講習会などを開催し、意識を高める。

(5) 校内研修の実施

①全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

②教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、校内研修を年間計画に位置づける。

4 いじめ早期発見のための取組

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するようにする。

(1) いじめ相談体制

児童および保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーやいじめ相談窓口の活用を図る。

(2) アンケート調査

教育相談週間（6月・11月）での「学校生活アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

校内研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(4) 観察・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配り、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。また、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめの相談・通報について

(1) いじめの相談・通報窓口は、教頭・教育相談担当とする。

(2) 児童に対し、いじめについて相談することや通報することは、決して恥ずかしいことでもなく卑怯なことでもないことを指導する。

(3) 校外の相談窓口

千葉県警察少年センター	0120-783-497
千葉県子ども親のサポートセンター	0120-415-446
東総研修所相談室	0479-23-5954
海匠教育相談室	0479-63-2540
旭市教育委員会教育総務課	0479-62-5353

6 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、特定の教職員で抱え込まずいじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) いじめに対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関（旭市教育委員会 0479-62-5353 旭警察署 043-227-9110 銚子児童相談所 0479-23-0076）との連携の下で取り組む。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会および警察署等と連携して対処する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

○いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる。

○児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態の報告・調査

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織については、スクールカウンセラーやPTA会長、主任児童委員等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 調査は、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 上記調査結果は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

【いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合】

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査を行う。

この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査とする。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

【いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合】

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を実施する。

8 公表、点検、評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公表する。
- (2) いじめに関する調査や年度毎の比較を実施する。
- (3) いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会および保護者・地域に報告する。

9 その他

毎年、県および市のいじめ防止基本方針が策定された際は、県および市の方針を参考に点検し、必要に応じて修正をする。

平成26年 4月 1日 作成

平成28年 4月 1日 改訂

平成29年 4月 1日 改訂

平成31年 4月 1日 改訂

令和 2年 4月 1日 改訂

令和 2年11月12日 改訂